

○議長（茅沼隆文）

それでは、6番、菊川敬人議員、どうぞ。

○6番（菊川敬人）

皆さん、こんにちは。通告いたしました地域防災力の強化策について、質問いたします。議席番号6番、菊川敬人でございます。

近年では、町の消防団員の定数減の状況が続いています。長男や家系を継ぐ者が必然的に消防団員となる時代とは異なり、各分団では消防団員のなり手不足から定数の確保に向け多大な尽力をされていることが伺えます。また、近隣では、消防署員や消防団員のOBを活用し、急場をしのいでいる自治体もあります。

一方、本町では、消防団協議会や災害時に指揮がとれる地域防災サポーター養成講座を本年、開催されています。昨年までは、地域防災リーダー養成講座でありました。日中、地元にながれな団員数が増えたことに加え、高齢化が進んでいるために、サポーターの認定者を増やし実践への対応が肝要であります。

近年の気象異常による自然災害は、年々、想像を絶する規模で発生し拡大しているように思えます。そして、いつ発生するか分からない。災害被害を最小限に食い止める準備を怠ることは、決して許されないこととあります。我々ができる最大の自然災害防止策は、町民一人ひとりが手を取り協力し合うことであると考えます。こうした状況下において防災・減災へ向けた取り組みを実践するためには、地域防災力の充実強化が不可欠であるということから、次の点について質問をいたします。

一つ、消防団員の確保について。

二つ、地域防災サポーターの活用について。

三つ、消防団員の高齢化対策について。

以上、この場にて1回目の質問といたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員の御質問にお答えをいたします。

消防組織法で規定する消防機関としては、御承知のとおり、常備消防である「消防本部（消防署）」と非常備消防である「消防団」に区別されます。消防本部（消防署）は、消防等の活動に従事する職員を配属する常設の消防機関であり、消防活動の最前線で活動し、災害、救急活動に従事をしております。一方、「消防団」は、平時は別の職業に従事し、火災などの災害発生時には市町村の非常勤職員として、消防署と協力して火災などの災害活動に従事します。

大地震などの広域的な災害が発生した場合には、常備消防である「小田原市消防本部」は、管内2市5町全体で発生する災害対応をするため、開成町だけへの対応は極めて難しい状況になります。そのため、町民の皆さんの生命と財産を守るため、地域の消防機関である開成町消防団が中心となり、自主防災会などと協働して災害

対応にあたります。

しかしながら、消防団員は全国的に減少傾向にあり、それに対応するため、平成25年12月に「消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、常備消防との連携のもとに、地域において「消防団」が中心となって地域の総力を結集し、地域防災力の充実強化を図ることとなりました。消防団員の減少は、開成町でも地域の防災力を維持する上で大きな課題となっており、平成29年4月現在、定員108人に対し消防団員は96人の状況であり、12人の欠員が生じている状況があります。開成町の消防・防災力を向上させるためにも、消防団の充実強化は非常に重要な課題であります。

それでは、一つ目の質問の消防団員の確保について、お答えをいたします。

開成町では、これまでも消防団が自治会などと連携をして消防団員の確保に努めてまいりましたが、近年、町外勤務者の増加や地域とのつながりが希薄になりつつあるなどの理由により、消防団員の減少傾向が続いております。そこで、今年4月に開成町消防組織強化推進連絡協議会を設立し、町、消防団、各自治会、消防団OBで組織する消防友の会、町内事業所などの関係機関が密接に連携をし、町を挙げて消防団員を確保する体制を構築いたしました。この協議会では、消防団員の確保、消防団が抱える課題を克服し、地域防災力を向上させることを目的として、定例会、意見交換会、各自治会などの夏祭りで消防団員の確保を行うためPR活動を実施しております。

6月30日に開催した意見交換会では、グループを消防団の七つの分団の受け持ち区域ごとに分け、関係する自治会長、防災部長、事業所などが参加し、「効果的な消防団員の確保」をテーマに活発な話し合いが行われました。意見交換会では、関係者の間で消防団の現状と課題について共通認識が図られ、また、お互いに顔の見える関係づくりができたことで、今後の消防団員の確保活動、地域の防災活動をスムーズに進める協力体制の下地ができたと考えております。特に、岡野、金井島を管轄する第1分団では、自治会と協働した消防団員の確保体制が構築されているため定員が充足されており、他分団のモデルケースになると思われれます。

自治会、保育園などの夏祭りにおいては、今年度、整備した子ども用の消防服、ヘルメットなどを使って写真撮影を実施したり、PR用のグッズ、チラシの配布などを行うことで消防団員の募集活動を展開いたしました。また、開成町消防組織強化推進連絡協議会から消防団の活動などをフェイスブックなどで発信することにより、若い年代の方に消防団に興味を持っていただくことで今後の消防団勧誘につなげていきたいと考えております。今後とも、この協議会が中心となり、様々な方法によって消防団員の確保に努めてまいります。

次に、二つ目の質問の地域防災サポーターの活用について、お答えいたします。

開成町では、平成23年度から災害時における地域防災力の強化及び地域防災リーダーの育成を目的として防災講座を開催してきました。この講座においては、「水害対策」や「地震対策」などの防災、危機管理の基礎知識や応急手当などの実践知

識を習得するため、倒壊家屋からの救出救助訓練や避難所運営ゲーム（HUG）、救命救急基礎講習会などのメニューを実施してきました。平成23年度から平成28年度までで、既に95人の方が修了しています。防災講座で得た知識、技術により災害から自分自身や周りの人の命を守ること、地域の防災力を向上することができたと捉えております。

町としましては、防災講座を受講することにより自主防災会内で活躍できる地域防災リーダーの育成を目指しましたが、参加者の方の意識は防災に関する知識や技術の習得をすることが目的になっていたため、町と参加者との間に意識のずれが出ておりました。このため、自主防災会内で指導的な役割を担うことができる本来の地域防災リーダーの育成が課題となっております。

今年度からは、この防災講座に加えて、さらに専門的な知識を有する「地域防災サポーター」の本格的な育成に取り組んでまいります。「地域防災サポーター」は、防災講座の修了者及び消防機関または防災機関において一定期間従事した方で、地域において自主防災会、町と協働して防災対策を推進する意思があり、地域防災サポーター養成講座を受講した方といたします。ロープ結索や土のうづくり、三角巾を使用した応急手当や簡易トイレの設置などについて、地域住民に指導ができるようなスキルを身につけていると効果測定が確認できた方を地域防災サポーターとして認定をいたします。

地域防災サポーターの役割としては、自主防災会が実施する防災訓練などの指導、助言及び訓練の補助、自主防災会の防災部長の補佐など、自主防災会の指導的な役割を想定しております。地域防災サポーターが自治会内で活動しやすいように、自治会に対して地域防災サポーターの活動内容、役割などを丁寧に説明するとともに、修了者には地域の方が一目で地域防災サポーターであると確認できるように帽子やビブスを配付いたします。また、町民の皆さんに対しても、広報等を通じて積極的に地域防災サポーターをPRしていきたいと考えております。

次に、三つ目の質問、消防団員の高齢化対策について、お答えをいたします。

平成27年度の開成町消防団員の平均年齢は43.6歳であり、全国平均の40.2歳を3歳程上回っております。その原因として、開成町では、消防団に入団できる年齢は18歳以上45歳未満の者と定めておりますが、定年制は設けていないことが考えられます。開成町の消防団員は、平均年齢では全国平均を上回ってはおりますが、実際の災害活動においては全く支障がないと考えております。

町の消防団員は経験年数が長い団員が多いため、過去の災害の体験や、その際の活動など貴重な経験、技術を身につけている団員も多く、その経験、技術が消防団にとって、かけがえのない財産になっているものであります。町の防災力を維持、向上していくためには、これらの経験や技術を若い団員に伝承していくことも重要だと考えております。

今後は、開成町消防組織強化推進連絡協議会が中心となって、町を挙げての消防団員確保を強力に推進することで、若い消防団員が入団をし、組織としての新陳代

謝が図られることが大いに期待されております。この協議会における消防団員の勧誘活動として、消防団員の適齢年齢である幼稚園、保育園などの保護者を対象として、園の夏祭り等に消防団が参加し園児と保護者を巻き込んだ勧誘活動を実施したり、町内ソフトボール大会に消防団が出向き若い参加者に対して消防団員の勧誘を行うなど、様々な場面で消防団員勧誘活動を展開しております。今後とも、これらの新入団員確保を推進することで、全体として消防団員の高齢化に歯止めがかかるような手だてを講じていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

それでは、改めて質問させていただきます。地域防災力の強化策ということで、事例を取りあげて本日は質問していきたいと思っております。

消防団員は、地域で消火活動や火災時の住民救助、避難誘導などにあたる非常勤特別職の地方公務員であります。自治体の条例に基づき報酬や出動手当が支払われているわけではありますが、原則として、先程、答弁にありましたように、18歳以上で、その地域の居住または勤務している者でなければ入団できないわけであります。

しかし、勤めている人の増加、あるいは個人のライフスタイルの変化により減少傾向が全国的にも続いているということは、もう御承知のとおりでございます。こうしたことに対する決定的な打開策がなかなか見出せないということで、町としても非常に悩んでおられる部分というのがあろうかと思っております。したがって、我々も、その問題については共有して真剣に取り組んでいく必要があるのかなと感じております。

そこで、まず1項目めの消防団員の確保について、改めて質問いたします。開成町消防団は、消防組織法第9条において全ての自治体に設置が義務付けられております。また、第23条では、団員の身分の取り扱いは非常勤特別職とすることが記されております。町の条例により公務災害報酬等が定められて支給されているわけではありますが、地域の防災の要である消防団員は、有事においてはいち早く現場へ駆けつけ、被害を最小限に食い止めるという手段を講じるわけであります。

しかし、思い起こしますと、先般の東日本大震災では、消防団員自身が身を投じ救援活動にあたり、消防団員自らが被災者となっております。与えられた使命を着実に遂行する、この行動には今でも頭が下がる思いであります。命がけの職務であることを再認識させられたわけではありますが、今、全国的に団員数の減少傾向が続いておりまして、当町においても、それは顕著であります。

ひところのように地元を守る使命感とか、あるいはボランティア精神だけでは団員の確保は非常に難しい、そういう状況になっております。今年4月には団員数が96名ということではあります、現状、96名の団員数には変わりはないのかを確

認したいということと、あと開成町消防団員数は108名と規定されているわけですが、この定数が現状の団員数では確保、なかなかできないかなという感じがいたします。地域の防災力を維持する上で大きな課題であると、先程、町長答弁がありました。今後へ向けまして団員数の定員数と、先程、申しました96名の現状の団員数に変わりがないかどうかを答弁願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の消防団員の現状でございます。4月現在96名ということで申しあげましたが、現在、3名の方が協議会発足後、入団されておりますので、99名になっております。また、お二人の方が入団の意向があられるということで、現在交渉中という状況でございます。ですので、今後とも、また増えていけるような動きがあります。

2点目でございます。108名の人数が多いのではないかという、多いといひますか、人数が果たして充足できるかどうかという、そういう御指摘でございます。消防団の場合、108人の内訳でございますけれども、正副団長が3人おられます。消防団は七つの分団がございまして、分団長がお一人、副分団長がお一人、それから班長お二人、それから団員が11人の構成で15人の構成となっております。

消防団員、15人おりますけれども、分団の中で指揮者の方ですとか機関員などを含んだ人数でございまして、また、実際の火災、それから水害、また地震災害などの災害が発生した場合におきましては、複数の場所で現場にあたらなければならない状況もございます。また、長期の火災という場合には、交代要員も当然必要ということがございます。ですので、15人が現状では確かなかなか充足が難しいというお話もございますけれども、町としては、町を挙げて団員を増やしていき108名をとにかく目指していくと、そうすることによって町の防災力を上げていくというところがございますので、この108という線は、何とも、その目標を達成したいということで考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

担当課長として、大変熱い答弁であったかなと思います。やはり、団員数は少ないより多いほうが良いというのは、これは当然のことであると思いますが、先程、申しましたように多分、これはもう御存知かなと思いますが、二つ程、事例を紹介したいと思います。

一つは愛川町の事例であります。これは、ちょっと新聞に載っておりまして、それを抜粋して紹介させていただきたいと思いますが、愛川町の県立愛川高校、ここ

ではF G C、ファイアー・ガード・クラブというのを高校生がつくっているそう
あります。この高校生の消防隊は、結束の背景といたしましては町の消防体制の衰
えという深刻な事態がある。消防団は3分団15部で231人の定数に対し、現在
197人にとどまるということであります。町消防本部消防課の担当は、以前は自
営業の人で消防団を充足していたが、人口減の上、会社員も増えたことで、退団す
る人が絶えないと嘆いているそうであります。そして、このF G Cは高校の校内組
織で、防火・防災委員会というものを母体として、各クラスから2名ずつ、計40
名でつくっているそうです。それで、町が9月に行う防災訓練等々にも参加をして
いきたいということであるそうです。

もう一つ、近隣で小田原市が消防団の学生に認証状を出すということが出ており
ました。これは、小田原市は消防団に所属して活動する学生を認定する学生消防団
活動認定制度をスタートさせたということです。就職活動で認証状を企業に提出す
ることなどもできるということでありまして、学生の就活サポートとしていきたい
ということを申ししております。対象となるのは市内に住む18歳以上の学生で、卒
業後3年以内の人を含め、消防団員として1年以上活動できることが条件、こうい
う形で報道しております。この制度は東日本大震災を機に消防団を強化する目的で
創設されたもので、神奈川県内で小田原市を含む横浜市や川崎市など8市町が、こ
ういうことを導入しているということでございます。

多分、御存知の内容かなと思いますが、これも一つの人員確保の手段、あるいは
定数が充足できないところをカバーできる一つの手段かなという考えがいたします。
非常に前向きな行動ではないかなと思いますが、今、紹介しました内容について、
もし何か考えられること、コメント等がございましたら、お願いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えさせていただきます。

学生の方、それから高校生の方の消防団員等の登用ということで御意見をいた
きました。大変貴重な御意見で、ありがとうございます。小田原市で消防団員に所
属する学生が就職活動の際に消防団活動が評価されるよう学生消防団活動認証制度、
これを導入されているということで伺っております。

開成町でも、欠員が生じている状況もございますので、消防団員の補充の補完的
な部分で若い方が入団しやすくしなければならないとは考えます。4月から開成町
消防組織強化推進連絡協議会、こちらを発足しておりますので、この中で学生消防
団活動認証制度、こちらが開成町でも導入が可能かどうか、そのあたりも検証させ
ていただければと考えます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○ 6 番（菊川敬人）

先程の町長答弁の中で一つお伺いしたいのは、消防団員確保について 1 項目めで答弁がございましたが、今年 4 月に開成町消防組織強化推進連絡協議会を設立したということであります。これは、自治会、消防団 O B で組織する友の会、あるいは町内事業所などの関係機関が密接に連携して町を挙げて消防団員を確保する体制を構築したということでございます。そして、定例会、意見交換会、各自治会などの夏祭り等で消防団員の確保を行うための P R を行ったと。6 月 3 0 日には意見交換会を開催して、自治会長、防災部長、事業所などの方が参加して、効果的な消防団員の確保をテーマに活発な話し合いが行われ、共通認識ができて、その結果、地域の防災活動をスムーズに進める協力体制の下地ができたという答弁がございました。

さて、下地ができたわけではありますが、それぞれの共通認識のもとに、今後、この推進連絡協議会を具体的にどういう形で進めていかれるのかなというところがなかなか見えてこないというところがありますので、今後の推進連絡協議会について、どういう形で進めていかれるか、御答弁願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの開成町消防組織強化推進連絡協議会の目的といたしまして、まずは消防団員の確保、その部分は大きい部分がございます。それと、地域防災力の強化、こちらが車の両輪というような部分の内容になります。消防団員を中核といたしまして、自治会、それから地域の事業所、それから消防団の O B の方々といったように、町を挙げて町の防災力を高めていく。そのために、それぞれ消防団と防災関係機関の皆さんが顔の見える関係をつくっていくことによりまして、その中で、より、それぞれの中の連携が図れる、そういう動きをつくることによりまして、より町の中の防災力を上げていく、そこをこれからはどんどん推進していきたいという、そちらを考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○ 6 番（菊川敬人）

今後、非常に有力というか、ポイントとなる連絡協議会になるのかなと、私は感じがしておるところでございます。

それで、それにあわせて 2 項目めの地域防災サポーターについてであります。地域防災サポーターについてちょっと考えますと、果たして何をするのかなというのが始めに疑問めいたことが湧いてきまして、こんなことを行わないかなというのを私が感じたところを申しますと、地域防災サポーターとは、町において大規模災害が発生したときに設置される避難所運営を支援したり、地域で災害の

応援活動を担うための、一つは登録制の防災ボランティアかなという感じがいたします。防災訓練支援をはじめ防災啓発活動を行う、自らスキルアップのための講習会を定期的に受けるなど、支援活動に努めるということではないかなと思います。

そうしたところで、平時の訓練としては自治会防災組織の活動支援、あるいは避難所訓練などの地域防災活動の支援等があるのかなという感じがいたしますが、先程、通告で申しましたように、昨年度までは地域防災リーダーという形で養成講座が開かれておりましたが、今年度に至っては地域防災サポーターという形で、先程、るる答弁をいただいておりますが、今まで行ってまいりました地域防災リーダーと今年度のサポーターというところの関係というか、どう違うのかなというところを簡潔にお示し願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域防災リーダー、こちらは平成23年度から実施しております防災講座、こちらの受講者の方を、そういう形での位置付けでございますけれども、こちらの防災講座の場合には、防災講座の中で先程の町長答弁でも申しておりました様々な研修会等を経験していただくことによりまして、知識、技術を身につけていただくことで災害から自分自身や周りの人たちを守ること、そういう部分で自助という部分が強くなります。それから共助というところで防災力を向上していただくという、そういう役割になろうかと思っております。

次の、今年度、新たにつくります地域防災サポーターでございます。こちらについては、先程、菊川議員がおっしゃいましたが、地域の中の、大規模災害が発生した際の広域避難所の運営の中でのお手伝いをいただくとか、そういう中心的な役割も、もちろんそこも含まれると思っておりますけれども、例えば、自主防災会が実施する防災訓練、あるいは、そういった中での助言指導ですとか防災部長の補助、防災訓練をうまく回していくような役割、そういった役割が担えればという形になります。

例えば、今、中家村自治会の中で災害救助支援隊、あるいは下島自治会の中でも防災部というものがございますので、そういった先進的な事例もございますので、ある意味、そういったものに近いものが動いていければ良いのかなという、そういうイメージを持っております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

このサポーターになられる方は、当然、人を支援しなくてはいけないという部分がありますので、年齢的にも、私なんかみたいにあまり動けないような状態の人というのは困るかなと思うのです。できれば若い人のほうがよろしいのかなという感

じがいたしますが、その辺のところの年齢制限等も設けていかれるのかなという感じがいたしますけれども。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのがあるわけですが、ここの第17条のところでも市町村による防災力の強化を受けて、こうしたサポーター制度というのを多分つくられたのかなと推測するわけですが、地域防災リーダーあるいは防災サポーターは、有事の際の核となる存在であることは、もう確実であります。したがって、できる限り多くの方々が養成講座を受講されて、そして地域のリーダーとなられることを願うわけですが、ただ、サポーターの講座を開き認定したとしても、消防団あるいは自治会の消防組織、自治会組織上で、どのようなサポーターの方を位置付けにするのかということが明確になっていないと。

年間を通じて防災訓練というのは2回ぐらいあるわけですが、このときに、はっきりとした自治会組織の中の位置付けをつくっていただきたいなと思います。そうしないと、誰が何をどうするのだということが、本人も分からないし、周りの方もなかなか分かりづらいと思いますので、その辺の自治会とのすり合わせ、今、考えておられる担当課としての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えさせていただきます。

自治会サポーターの位置付けということでございます。まずは、自治会サポーターの方がどなたか分からないということもございますので、先程、町長の答弁がございましたように帽子ですとか、そういったベストを着ていただいて、そういう形で目に見える形でのPRをさせていただく。それから、自治会長等にも自治会の皆様にもお知らせをさせていただくわけですが、そういった方々がいらっしゃるということでのPRをさせていただく。

実際の動きになりますけれども、自治会の中での動きとして、防災部長の補佐となっていて、自治会の中の指導的役割で指導者となられるような、そういう動き。あるいは、災害時における防災部長、自主防災部長を助けていただいて助言をしていただける、そういったリーダーといった意味合い、その辺も想定しております。

ですので、これから実際の自治会の中での自主防災会の中で、いろいろ、今、最終的な練り上げをしておりますので、その中でも、より分かりやすい形で、また丁寧にご説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

では、ぜひ、そういう形で取り組んでいただいて、できれば次回の防災訓練のときは、そういった形で我々がしっかりと確認できるような形をとっていただければ幸いかなと思います。

それでは、最後の３項目めのところの、ちょっと失礼な質問になってしまうのですが、消防団員の高齢化対策。あえてこういった形でつけさせていただきました。

先程、答弁がございましたように、開成町の今、消防団員の平均年齢は４３．６歳ということで、全国平均を３歳程上回っているということでもあります。団員確保が困難な中、年齢制限を行うことはなかなか難しい状況にあらうかなと思います。出初式の操法等の担当分団においては、当然、若手が中心となった形で構成をされております。同様に有事の際においても、現場では年齢に関係なく対応にあたらないわけでありませんが、ある一定の年齢を超えますと、昨日まではできていたけれども今日はちょっとできないな、あそこは飛べただけけれども、あの溝は今日は飛べなくなってしまったな、などという、極端なこれは事例ですけれども、そういった形で非常に体力的に落ちてくるということがあります。

先程、特に問題なくベテランが活動されているということでありましたが、特に年齢的に５５歳あるいは６０歳というところで、体力的な問題が出るのではないかなという懸念がされますが、その辺のところについて、特に、先程、問題は生じていないという答弁だったのですが、今後に向けていかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの消防団員の年齢が上がってきた場合の状況でございます。確かに、私も正直そうでございますが、体力が落ちてきているなというのはあります。ただ、消防団員についても、一般的に年齢の高い団員というのは、幹部クラスといいますか、分団長、副分団長、班長というふうに、どちらかという指揮命令をするようなお立場になられますので、最前線で走り回ってという、そういう動きというのはあまり出てこないかなとも推測されます。

ですので、そういった部分で指揮命令をしながら、「けがしないように、おまえら、ちゃんと注意してやりなさいよ」と、そういうお立場になられる形で、年齢の高い方は、どちらかという、そういうお立場になってくるのかなということで、より、当然、若い分団員がたくさんいる必要はございますけれども、年齢が高い分団員は高い分団員なりのお仕事があるかと思っておりますので、そういった認識であります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○６番（菊川敬人）

あまり年齢のことで質問してしまうと現職の方に失礼でありますので、この辺で第1問目は終了したいと思います。

それでは、2問目であります。どうなるのかマイナンバー制度について質問いたします。

国民にとっての利便性を考慮し、日本国内に住所のある一人ひとりに12桁の番号を付番し、生涯同じ番号を使い続けることとしているマイナンバー制度は、平成27年10月に施行され、平成28年1月より利用が開始されました。その利便性とは、行政手続の際、役場や税務署、社会保険事務所など、複数の機関を回り書類を入手することをマイナンバー導入により簡略できると政府は説明していました。

しかし、導入直後は全国で混乱が相次ぎ、町民にとってのメリットはあるのか、不安に思う人が多かったと思います。また、政府が身分証明書代わりに使えると宣伝し、マイナンバーカードの取得を促したが、ICチップの情報が読み取れない、システムが処理能力の限界でダウンするなど、様々なトラブルが発生したことは記憶にあります。こうしたことから、初期費用と運営費用を含め数千億円を投資した国民の血税が本当に日の目を見ることがあるのか、不安であります。当然、町も相当の負担を強いられたと思います。

本来、この制度において税の徴収、その他の公平さを確保すべきものであることから、次の点について伺います。

一つ、行政機関での活用について。

二つ、今後の制度進捗と運用範囲について。

三つ、情報漏えいとセキュリティ対策についてであります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員の御質問にお答えします。

マイナンバー制度は、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤」を趣旨に導入され、平成28年1月から順次、利用が開始されております。これまで行政機関では、住民票コードや基礎年金番号、健康保険証等、様々な番号を使用して個人情報管理しており、情報連携が不十分であること等の理由から時間や労力を必要としていた側面があります。このような状況に対し、マイナンバーが導入されたことより、社会保障・税・災害対策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報として確認が可能となっております。

1点目の質問、行政機関での活用について、お答えをいたします。

マイナンバーを利用することで各機関でのデータ共有が可能となり、行政手続を行う際の煩雑さが解消されることから、住民の利便性向上はもちろんのこと、行政においても事務の効率化やコスト削減が図られ、行政サービス全体の向上につなが

っていくことが期待をされております。現在は、各行政機関の間において情報連携の試行運用が開始された段階であり、本年秋頃からの本格運用開始に向け順次、準備を進めている状況になっております。

税の関係において個人番号（マイナンバー）は、平成28年分の所得税確定申告及び平成29年度の住民税の課税資料となる給与支払報告書に記載され、開成町では、8,000人の納税義務者に対して延べ1万8,000件の給与支払報告書等の課税資料の整理などの際に、個人を特定するキーとして活用されております。住民基本台帳を核とした課税システムを持つ市町村にあっては、納税義務者の特定は以前からできていたこともあり、制度導入による事務の省力化につながるまでには至っていない状況ではありますが、税務署ではマイナンバーを活用することで複数の収入源のある個人を簡単に名寄せすることが可能になり、課税事務の省力化につながっております。

なお、年末調整を行う事業所や住民基本台帳により個人を特定し個人住民税を賦課する市町村にとっては、マイナンバーを記載した給与支払報告書等を作成・管理することが要求され、これまでは制度導入により、かえって事務量の増大につながっている状況も見られております。

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付が開始され、住基カードに代わるものとして「写真付身分証明書」や電子申告の際の個人認証サービスの電子証明書として利用されているものの、現況において使用可能な制度は限定的であります。一方で、法人番号は、法人税の申告や法人町民税の申告で平成29年1月以降から使用されており、法人番号は個人番号とは異なり、誰でも自由に利用が可能であり、国税庁のホームページで公開されております。

2点目の御質問、今後の制度進捗と運用範囲について、お答えをいたします。

今後期待される運用としましては、証明書交付におけるコンビニ交付等が挙げられます。税や住民票において、マイナンバーカードを活用した住民票や税証明のコンビニ交付導入には莫大なシステム構築費用を伴ってございましたが、国の主導により廉価版のシステム開発が行われ、本年4月には、さらに市町村におけるシステム導入を推進するため、費用面での国の助成制度が平成31年度まで延長されている状況であります。

本町といたしましても、住民基本台帳を柱とする町の基幹系システムについて平成30年での更新を予定しており、更新時期を捉えた動きとして、県内14町村で構成する「神奈川県町村情報システム共同事業組合」の枠組みにおいて、広域的にコンビニ交付の導入について検討を図りながら、住民の利便性向上、窓口業務の負担軽減、事務コストの低減等の達成に向けた取り組みについて検討を進めてまいります。

続きまして、3点目の情報漏えいとセキュリティー対策について、お答えをいたします。

マイナンバーカードの交付においては、情報提供ネットワークシステム（住基ネ

ット)において、全国的にセキュリティー対策が施されております。税において、所得税の確定申告を家庭等のパソコンで申告できるイータックスや、企業等から役場に提出された給与支払い報告書や法人住民税申告書等の申告をすることができるエルタックスの各システムにおいて、ファイアウォールとアクセス監視システムにより情報が保護されております。

また、本町での税制度において収集した個人番号は電算システムの中で厳重に管理されており、現時点で唯一、町から発出する「個人番号記載の書類である個人住民税の特別徴収税額通知書」に関しては、本年度から制度が開始されたこともあり、簡易書留で送達しており、このことによる事故等は発生しておりません。

マイナンバー制度については、現段階においても様々な準備等が進められている状況も見られ、町民の皆さんの制度への理解やカードの普及についても緩やかなスピードで進捗している状態であることから、町といたしましても、今後における制度の進捗については注視しつつ、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

2問目、改めて質問いたします。簡潔に質問いたしますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

平成28年の1月から制度が実施されているわけですが、このときに通知カードが配達されているわけですが、通知カードの配達状況はどうだったのかということと、あとマイナンバーカードを作成された町の方が何人おられるか、まず伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、お答えいたします。

通知カードが一昨年、平成27年の10月から配達されてございますが、このときの状況といたしましては、簡易書留で順次送られてくる中で、開成町につきましては11月以降に順次、2カ月程かかって配達された状況がございます。

あと、もう一点でございますが、現時点でのマイナンバーカードの滞留状況ということでございますけれども、7月末の集計結果が最新というところでございますけれども、交付可能な枚数といたしまして1,909枚に対しまして、実際に住民の方の手に渡っている枚数が1,785枚ということでございます。この1,909枚につきましては、もう既に住民の方に、でき上がったということで通知を差しあげている部分ということでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○ 6 番（菊川敬人）

マイナンバー制度については、多分、私だけではなくて、ほとんどの方が一体どうなっているのかなということを思っておられるのではないかなと思います。あれだけ国では大きく宣伝しながら、なかなか先へ進まないということで、国主導でやっていますので町が単独で何かをやるということはなかなか難しいかなと思いますけれども、今、町で情報を持っておられる範囲でお伺いしたいと思います。

最初の行政機関の活用についてであります。個人番号カードの裏にある電子証明書により多くのメリットが出ると、まさにこれは宣伝していたわけであり。中でも、特に行政の効率化として、住民への行政サービスが向上する、迅速な支援が期待できる等を言っていたわけですが、このようなメリットは果たして現在、出ているのかどうか。現在の業務において、制度が運用されてから、その効果について、どういう効果が生まれているのか、制度前と制度後についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

制度導入前と後の成果ということでございますけれども、御質問にもございましたとおり、ＩＣカードの空き領域を活用した効果というのが制度導入後に図られていくというＰＲがあったわけですが、現在、開成町におきまして、そのような活用を図っていない状況でございますので、導入前、後について、効果というのは現在、表面化してはいない状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○ 6 番（菊川敬人）

ということは、大変な思いをしてスタートしたにもかかわらず、効果が出ていないということで。これは、別に町を責めるわけではありませんけれども、そういう状況かなということで理解いたしました。

国の方針としてスタートした制度であります。これは毎度のことですが、導入に関しては費用がかかるということで、主要部については国が負担するということでやっておりますが、そのうち、どんどんシステム改修等については地方末端に全部負担させる形が続いてきているわけですが、特に福祉の関係等についてはそういったところが顕著であります。今回のマイナンバー制度についても、また同じようなことが出てくるのかなと私は懸念しているのですが。これから、まさに進んでいこうという状況でありますけれども、今後、町で持ち出す負担というのが発生してくるのかなという感じがしてしょうがないのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

今、菊川議員がおっしゃったとおり、今回、答弁の中にもありましたけれども、国でも、なかなか。一番、効果としてメリットが出るのがコンビニ交付ということで、国でも、この辺、もっと早く進むのだろうという思惑があったと思います。ところが、システム構築費に多大な金額がかかるということで、なかなか普及が進まないということで、国でも業を煮やしてベンダーに廉価版のシステムをつくりなさいと国が主導で低価格なシステムをつくらせて、これを利用して取り入れた場合には、また国からの交付金で費用の面も見ますよということで、国もいよいよ、効果があると言っておきながら全然普及しないではないかという部分で重い腰を上げているという。

そうは言っても、ランニングの部分まで全て、未来永劫、国が見るわけではないので、もちろんコンビニ交付を始めれば、コンビニで取られた手数料の部分は、いずれは町が負担をしていくということになりますので、負担増は、ある程度は将来的にはあるというふうになります。

コンビニ交付以外にもいろいろなところで、また新たな、そういうベンダーのほうも、仕事ですから、いろいろなシステムを売り込んだりするようになると思います。それで、また、ある程度、普及状況に応じては、開成町でも取り入れたほうが良いものが出てくる可能性もございます。その辺は、その時点で、国からの交付金があるのかないのか、導入の費用がどのぐらいになるのかという部分を勘案しながら対応していくことになるかと考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今、コンビニのお話が出ましたので、ちょっと、その部分でお伺いしたいと思います。実際、この制度の目的としては、一つは公平・公正な社会の現実ということで給付費等の不正受給の防止をするということと、あるいは国民の利便性向上、面倒な行政手続を簡素化するという、あと、もう一つ、行政の効率化、手続を無駄なく正確にできるようにということでスタートされたと認識しておりますが。

コンビニを利用するという、来月1日から県内においても伊勢原市あるいは平塚市、鎌倉市といったところがコンビニ交付を行うことが決定しているわけですが、9月1日にも、どこか、もう1カ所あったかなという記憶があるのですが、コンビニ交付について、今後、導入費用とか、いろいろ様々な問題点があるかと思いますが、町として、どの辺の時期をポイントとしてコンビニ交付ということを考えておられるかどうか、御答弁願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

コンビニ交付導入の時期ということでございますけれども、町長の答弁でも申しあげましたとおり、今、県内14町村で構成いたします神奈川県町村情報システム共同事業組合、この枠組みにおきまして、県内の町村において導入を検討している状況でございます。もう既に、先程もございましたとおり、総務省でコンビニ交付導入促進の措置がいろいろなされている状況がございますので、ある程度、ベンダーの更新の時期を捉えて、随時導入をしていく流れになってこようかとは思いますが、開成町といたしましては庁舎建設等の流れもございますので、多少、町村間でずれが生じるということもございますけれども、それぞれの町村において、それぞれの時期を捉えて、導入を随時進めていく状況になってございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

最後に、もう1問だけ質問させてください。情報セキュリティの関係であります。

平成27年の5月には日本年金機構の個人情報が流出したということで、125万件の情報が流出したということがありました。今回のマイナンバー制度になりますと、個人番号には様々な個人情報が今度はインプットされるわけであります。住所とか氏名だけではなく、その他、様々なものが入っていて、漏えいすると今まで起きた漏えい事故よりもはるかに甚大なものになろうかなという感じがするわけですが、現状において考えておられることで結構であります。こうした形で、もし漏えいが発生して個人情報が流出したということになったときに、セキュリティ対策は十分にしているということでございますが、万が一、そういう事故が発生したときには、責任所在というのはどこにあるのかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

マイナンバーカードですよ、通知ではなくて、まだそんなに普及はしていないのですけれども、先程から御質問されているように利用の方法も様々になってくるわけですから、どこで流出するかということによっては責任の所在も違うかと思えます。

例えば、コンビニで使用了場合にも、コンビニとしてのシステムもあるでしょうから、そうした場合には、そのシステムが責任なのかとか、あるいは行政が税とかで、先程も町長答弁でございましたけれども、郵送も、うちは念を入れて簡易書留で行っていますけれども、そういったところで漏れた場合には郵政というか、そちらなのか行政なのかとありますので、ケース・バイ・ケースで、そこはちょっと変わってくるのかなと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

なかなか見えない部分が、マイナンバー制度について。ちょっと時期的に、まだ早かったのかなという気がしますが、一応確認ということで質問させてもらいました。以上で私の質問を終わります。